

資料編

1 知立市介護保険等審議会条例

平成 12 年 6 月 22 日

条例第 24 号

改正 平成 13 年 3 月 26 日条例第 9 号 平成 18 年 12 月 25 日条例第 35 号
平成 20 年 3 月 26 日条例第 13 号

知立市介護保険事業計画・老人保健福祉計画審議会条例（平成 5 年知立市条例第 12 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、知立市介護保険等審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 介護保険事業及び老人保健福祉事業の適切な運営を図るため、審議会を置く。

（所掌事務）

第 3 条 審議会は、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行う。

- （1）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定による知立市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定による知立市老人福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定に関すること。
- （2）介護保険事業計画等の進捗状況の管理に関すること。
- （3）介護保険サービスにおける苦情処理に関すること。
- （4）その他市長が特に必要と認めること。

（組織）

第 4 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）介護保険の被保険者たる市民
- （2）保健・医療関係者
- （3）福祉関係者
- （4）学識経験を有する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 第3条第3号に規定する苦情処理に関し、審議会に介護保険苦情処理部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、審議会に対して、市長から介護保険サービスにおける苦情に関し諮問があった場合において、当該苦情について調査検討し、市長に答申する。

3 部会は、会長が指名する委員4人以内で組織する。

(部会長)

第8条 第5条の規定は、部会長について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(部会の会議)

第9条 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 審議会において別段の定めをした場合を除き、部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、保険健康部長寿介護課において処理をする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日条例第 9 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 25 日条例第 35 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日条例第 13 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 知立市介護保険等審議会委員名簿

平成20年8月1日～平成22年7月31日

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
会 長	神 谷 鋼 彦	刈谷医師会知立支部	裁定委員
職務代理者	磯 貝 一 己	知立市歯科医師会	会長
委 員	松 尾 昌 明	被保険者たる市民	
委 員	平 岩 玲 子	被保険者たる市民	
委 員	祖 父 江 正 子	被保険者たる市民	
委 員	佐 野 文 章	刈谷薬剤師会知立支部会	会長
委 員	深 谷 英 子	社会福祉法人富士会	施設長
委 員	浅 野 敬 子	知立老人保健施設	リハビリ科長
委 員	横 尾 智 之	知立市社会福祉協議会	施設係長
委 員	加 藤 ハツミ	知立市民生児童委員協議会	理事
委 員	宮 崎 忠 男	知立市老人クラブ連合会	会長
委 員	松 本 一 年	衣浦東部保健所	所長

(事務局)

保険健康部 長寿介護課・健康増進課

3 計画の諮問・答申

知長 第 81 号

平成20年8月26日

知立市介護保険等審議会

会長 神谷 剛彦 様

知立市長 本多 正幸

第4期知立市介護保険事業計画・第5次高齢者福祉計画について（諮問）

第4期知立市介護保険事業計画・第5次高齢者福祉計画の策定をしたいから知立市介護保険等審議会条例（平成12年知立市条例第24号）第3条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成21年3月2日

知立市長 林 郁夫 様

知立市介護保険等審議会

会長 神谷 剛彦

第4期知立市介護保険事業計画・第5次高齢者福祉計画について（答申）

平成20年8月26日付け知長第81号で諮問のありました第4期知立市介護保険事業計画・第5次高齢者福祉計画について、慎重に審議した結果、別添のとおり計画案を策定しましたので、ここに答申します。

今後は、この計画を当市の福祉行政の指針にいただき、高齢者が安心して、知立市に住み続けられるよう、サービス利用者の立場にたって、介護保険事業の適正な運営を始めとする諸施策を積極的に推進するとともに、地域ケア体制の充実、介護予防への取り組みをより一層推進し、最善の努力をされるよう要望します。

4 審議会等の開催状況

日 付	名 称
平成 20 年 8 月 26 日	第 1 回介護保険等審議会
平成 20 年 10 月 15 日	第 1 回介護保険事業計画等策定部会
平成 20 年 11 月 21 日	第 2 回介護保険等審議会
平成 20 年 12 月 19 日	第 2 回介護保険事業計画等策定部会
平成 20 年 12 月 24 日	第 3 回介護保険等審議会
平成 21 年 1 月 6 日～1 月 15 日	パブリックコメント
平成 21 年 2 月 27 日	第 4 回介護保険等審議会

※ 介護保険事業計画等策定部会

本計画は、市政における短期の目標であり、介護保険事業を始め一般高齢者の保健、福祉に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、また、行財政の基本方針、重点施策を明らかにして、今後の予算編成の基準となるものであることから、計画（案）の策定に向けて関連部署 7 人の担当課長で組織した庁内委員会です。